

報 告 書

令和7年12月16日

元 内閣官房内閣総務官室内閣参事官

西澤能之

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件（原告：特定非営利活動法人Tansa）について、東京地方裁判所から、探索依頼に係る書証の提出を求められた経緯を踏まえ、以下のとおり報告させていただきます。

記

1 はじめに

私は、令和4年6月28日、内閣官房内閣総務官室内閣参事官として着任し、令和6年7月8日に離任するまで、同参事官の職にありました。

私は、令和4年7月12日から同月14日までに、内閣官房及び内閣府が、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるかにつき、内閣法制局に対して意見を求めた際の内閣官房の担当者であるとともに、本件訴訟の対象とされている原告からの内閣官房内閣総務官宛て行政文書開示請求が行われた際の内閣官房内閣総務官室の情報公開担当事務の実施責任者であったため、その立場から本報告を行います。

2 本件開示請求の対象文書の探索について

本件訴訟の対象とされている原告からの内閣官房内閣総務官宛て令和4年9月26日付け行政文書開示請求（以下「本件開示請求」といいます。）を受け、内閣総務官室の情報公開担当者が、対象文書の保有の有無を網羅的に確認するため、内閣総務官室（総理大臣官邸事務所を含む。）の各担当職員に対して、本件開示請求の請求内容を明示して、対象文書を保有しているか照会をかけ、対象文書の探索を依頼し、それぞれの担当が、自ら管理する執務室内（執務机及び書棚）、書庫及び共有フォルダを対象に探索を実施しました。加えて、内閣総務官室の情報公開担当者が、令和4年7月12日に内閣法制局を訪問した担当者（私及び御厩敷元企画官）に個別に探索依頼を行い、私と御厩敷元企画官において、執務室の自身の机及び自らが使用している書棚（いずれも、安倍元総理の国葬議に関する行政文書が保存されている領域）及び自身の使用する端末（PC 端末の個人フォルダ、デスクトップ及びメール、公用携帯電話の7/12～7/14のメール）の探索を行いました。探索依頼の時期について、具体的な日付は記憶しておりませんが、当時の情報公開担当者は、本件開示請求に限らず、開示請求を受けてから概ね1週間以内に請求内容に関係する職員

に対して対象文書を保有しているか照会をかけ、対象文書の探索を依頼していたことから、本件開示請求についても、同様であったと思います。

以上